

不受不施派成立の要因

宮 崎 英 修

一
不受不施派成立の過程における受・不受の對立は、不施においては共通のものであるからこれをおき、不受という態度は、一般に他宗・不信の謗施の受・不の對立のように考えられやすいが、この對立は實は不受不施派が成立する寛文五、六年（一六六五・六）前後からのものであつて、その當初にあつては不受の態度は同一の基盤にあつた。ただ不信・謗法者の中に國主を包攝するか、除外するかの對立であつたのである。

このように謗施不受が原則として認められながら、國主を對象とせざるを得なくなつた社會情勢から、必然的に教權と俗權の對立をもたらし、いずれを優先するかの決着を求めさせられることとなる。元來不受不施は法華經の尊嚴、信仰の純正を維持する宗憲、信條として立てられたものであつたから、個人、教團が行動をおこすときは、先ず宗憲の規制に合

致するか否かが反省されてきて、ここに名分論が大きくおしだされたのである。日蓮聖人によれば「名と申す事は體を顯わす」（定九一五、定四九〇）もの「一切の事にわたりて名の大切なる」（定一六六九）ものであつて、それ故、たとえ内容が善とされ、その義においても正當と考えられることであつても、まず第一に名分を正さねばならぬと嚴誠されており、この名分論が不受不施信條の根本的態度となるのである。

いまこれを通例にしたがつて四恩の對象について考えると、父母、衆生（社會）に對する議論は直接關連するものではないからまずおき、第三の國王と第四の三寶を對象とする、王法・佛法共にその權威を認めながら、兩者の比重を論ずるに至つて佛法を優先し、（一）三界の眞の統治者は主師親の三徳を圓具する教主釋尊であつて、諸國の（大中小衆散）國主はその所従であるから釋尊には絶對に隨從せねばならぬと斷ずる。（二）ところで、現實の世界の國主は人民を統治し育成し生活を安穩ならしめ直接の慈恩を蒙むらせているものである

から、その國に安住するものは國主に従うのが當然である。

(三)しかし、國主が正義正法によつて政治をするときは問題ないが、もし正義に背いているときは、この非を排し、釋尊の教説の命ずる所に従つてこれに隨順するように指導せねばならない。これ佛者の責務、すべてに優先するものであつて、ひいては國主の恩徳への報恩となるものであるとする。即ち佛者の行爲が世俗の倫理、治世の權力に反することがあつても法華の教説、宗祖日蓮の説示に隨順するのが眞の佛者の道であると教えるのである。

豐臣秀吉が文祿四年（一五九五）九月、大佛千僧供養會を催おしたとき、本満寺日重と妙覺寺日奥の間に、この法會に出席するか否かの論がおこつたのは、國主の權威を重んじ、たとえ謗施たりとも國主は特別の存在であるからこれを除いて供養を受けるか、國主の權威たりとも特例とすべきでない、とするところの對立であつた。日奥は名分論を眞向にかさして宗制堅持を主張し、日重は名分は、ともかく、宗門存續繁榮の實を取るべきであると強調した。この對立の背後には、古來よりの強硬な折伏主義をとる關東學派と、天文法難以來、安土宗論による彈壓のため、攝受的態度をとつて教團維持を計らねばならなかつた京都長老たちの關西學派の對立があり、前者の京都における指導的立場にあつたのが日奥、後者が日重等であつたことも注意されねばならない。しかも

關東學派のかゝる折伏的態度をとることは確固不拔の不惜身分の覺悟が絶対不可缺の條件となつてゐる。

日奥が宗制堅持のために名分を重んじ死守した事跡に次のことがある。

不出席を唱え妙覺寺を退出した日奥と、本國寺を出寺した日禎は、出仕組の日重等と互いに抗爭したが、慶長三年（一五九八）秀吉薨じ、徳川家康が天下の實權を制するや、日重等は日奥を公命違背、宗義謬亂の故をもつてこれに訴え、家康はこれを容れて翌四年十一月二十日、兩者を大阪城内に召して對論させた。このとき家康は日奥の節操を壯とし、妥協案を示し、なお、この案を受入れぬならば、流罪・死罪に處すべき旨を告げ、硬軟兩様の態度をもつて出仕をせまつた。家康の申出は

(1)この度、唯一度だけ供養會に出仕せよというのは公儀に對する一應の儀禮であるから宗旨の疵にはならぬ。しかし後日の批判を慮はかるならば宗旨の瑕瑾にならぬよう家康の證明書を出そう。文言はそちらの自由にせよ。

(2)諸寺と同座して經を讀むのを嫌うならば別座で勤めてよい。

(3)供養の膳について一飯をうけるのを迷惑とするならば、ただ著を執るだけでよい。

(4)なお、それでも不承知ならば、その身は勿論、弟子檀那

親族に至るまで嚴科に處す。

本國寺日禪はついにこの申出したがい出仕を承知する。

日奥はこの案(1)は、すでに前年文祿四年の時にも「一度だけの出仕」という諸山の決議を拒んで出寺した身である。一度でも出仕すれば、謗供を受けて宗制は塗泥となる。これは國主の證明をもつては拭えぬものであり、また釋尊の嚴命に背き、邊國、粟散の漂たる國主の命に従うは本末顛倒の責を免れぬ。(2)は通例よりすれば、同座諷經の制をさけたものであるから、宗制に敢て反するものではない。しかし實は供養會出仕という前提のもとから生じたものであるから、別座諷經の名實がたたぬ。(3)たゞ、著をとるだけで飯を食はずともよいとはいつても、膳に向つて著を取つたということで施主側では食べたことと解するのであるから、これまた膳には向わないし、これも前と同じく供養會に出仕した前提のもとにたつものであるから受け入れられぬものである。(3)日奥は謗施不受の名分に立つて敢えて國主の權威に屈することなく、對馬へ流罪されたのであつた。

二

慶長十七年、日奥は赦免されて京妙覺寺へ歸り、不受不施公許の折紙を受けたが、しばらくして日乾・日遠等と再び謗施受不を争うこととなつた。幕府は江戸に開かれていたか

ら、日奥に同心する池上本門寺日樹を中心とする地もと關東諸山と、江戸進出を志さず關西學派の代表日乾等の身延との對立となり、兩者は寛永七年(一六三〇)二月廿一日、池上日樹等と、身延常住日遠が江戸城に對論せしめられることとなつた。これを身池對論というが、この對論の主とする點は寺領は供養か否かというにあり、この争いは家康の時、大阪對論でも問題とされたが、主な論點が供養會出仕に關して行われたので、深く追求されずに終つたものであつた。身延方は、寺領は供養也と斷するに對し、池上方は寺領に二種がある。まず國主たる天皇、將軍が勅願、祈願の、また國內における山寺の佛道修行の料として給付しているのは國主政道の仁恩、四恩に配すれば第三國恩にあたり、これが先祖、近親の追善のために施與されるならば供養、第四三寶の恩となる。即ち寺領は國主政道の仁恩と亡靈供養の二に分け、歸依、不歸依の相違によつて仁恩と供養に分けられるもの、すべて寺領を供養と斷ずるは世・出不辯の誤りであると主張する。本宗が京都に宗勢を伸長するに至つて勅願・祈禱所となり、寺領を寄せられ、僧位・僧官を得るものが多くなるが、初期教團にあつてはこれらは不受と對象とならなかつたもので、室町戰國時代の後世に及ぶと、その領國における國主は先例に則つて寺領を安堵してきているから現實には正しく國主政道の仁恩領であつた。従つて身池對論において幕府は、

池上方の主張を否定せず、彼等はたゞ「權現様の御宰^⑦捌」きに違背^⑧」するもの、公命違背の罪名によつて同年四月日樹等七名を諸所に配流したのである。東武實錄所收の「身池對論記」は幕府祐筆、建部傳内の記録といい、これには身延方の寺領供養の論が通つて池上方が敗れたとしているが、本書は傳内の執筆でなく、のちに身延方面で作られたものが實錄の中に編輯されたもので、證としがたい。

また、このときの問題の一つに「身延無間論」がある。即ち、身延山は宗祖棲神の靈地であるに拘わらず、池上方は何故にここを無間であるといい、諸人の參詣を抑止するののか、となじるのに對し、池上方は、國主の謗施をうける日乾・日遠並びに與黨の謗法者が止住しているから、既に謗法の山となり靈地變じて無間地獄となつてゐるゆゑであると答えてゐるが、更に日乾等が、不受を堅守する我等を、書を作つて「往々に惡口し處々に誹謗す、その返答に身延無間という」（池上本身池對論記）と身延無間の攻撃は報復のためであるといつてゐるのである。注意すべきは名分論に感情が混入しはじめたことで、勿論、日奥對京都長老達の間にこの事がなかつたとはいわれないが、日奥にあつては人間的感情が護惜建立、宗制護持の面に純粹に高め淨められていた。名分論は常に護法のために身を省りみない道念が裏付となり、この故に形式化を抑えているが、日樹等のこのような感情的發言は名分を

たて、格律を尊重するとしながら、得てして名分、格律を形式的なものにおもむかせようとする。不受不施派の成立、展開にはこの形式主義化が強く影響してくるのである。

三

寛文五、六年（一六六五、六）にわたる不受派の彈壓は、寺領、地子は今までは仁恩の爲のものであつたが、以後は先祖供養のために與える。飲水、行路と雖も同様に供養のものである。という幕府の布告により、不受信奉者は社會の表面に存在することができなくなり、地下に潜んで祕密教團となり、不受不施派がここに成立する。こうして法中（僧）——法立（施主）——内信とつながる組織を作りあげるが、このうち、法立のとつた役割の施主は、たしかに謗施不受の名分の上に立つものであつたが、極めて形式的な手續きをとるものであつた。すでに、不受禁制となつた當時には社會的に不受信奉者は存在しない。従つて内信の捧げる供養も謗供となつて受け容れられぬものとなつてゐる。といつて内信が供養をせねば法中は身命をつなぐことはできぬし、不受不施を再び世に出すための法命もたもちがたい。また内信は何をもつて自身の恭敬の心をのべ、法命相續の外護をつくし、謗法の罪障を軽減することができるのか。禁制されたこの教團には寺請けという公儀の籍に載らぬものは、出寺した法中と、除帳無宿と

なつて不受をたてて法中に従う俗人の法立だけで、法中はこの法立の供養しか受けることはできない。そこで内信の志さす供養の財物を法立が受けとり、これを自身のものとし、法中へ供養として捧げる―内信の謗施を淨施に轉ずる―という手續が必要不可欠のものとなるのである。この手續きも、實は初めのころはなかつたらしいが、内信の供養を受ける名分を、法立によつて施主役の形式を整え、或はまた必ずしも法立によらず九歳頃までの子供を除帳して施主としたり、また、或は施主役をとるものが實際に除帳した施主の資格があるか否かが問題とされたりした。

さて、内信者は内心に不受を信奉しているから心は清淨であるが、外は他宗に寺請をとつて謗法者となつてゐるから汚れ濁つてゐる内淨外濁のもの、濁者である。法立は法義のために妻子、家財を捨て無籍となつた内心、外相共に清淨な清者であつて、内信に比べれば尊卑、高下は天地の差がある。然れば内信と同座して讀經、禮拜し、或は諸所に結ばれてゐる講に授けられる本尊に、濁者、清者が名を列ね、又、濁者に本尊を授與されるのは、法の清淨を亂すのではないか、と考えられ、内信の内淨の點を重視する一派と、外濁を問題にする一派の二流が、禁止後わずか十七、八年（天和二、三年）にして同派を二分してしまふ。前者は法立を導師として内信の同座同行を許し、本尊を與え、これを拜するが、後者は、濁

者、濁法の同座同行を許さず、本尊は捨本尊、捨開眼をたて清淨の法中と關係を絶つて内信に授與し、従つて内信所持の本尊は法中、法立ともに拜せぬのである。前者を日指派といひ、今の日蓮宗不受不施派、後者を津寺派といひ、今の不受不施講門派がこれである。かくのごとく、内信という特異の存在を認め、そしてこれは不受不施派教團の不可欠の一翼であるにもかかわらず、その外濁を論じ、外相の形によつて法體が規制されると考えるのは、名分論を逸脱した形式偏重の態度といわねばならない。今、ここに津寺派に起つた形式主義による分派の一例をのべて見よう。

享保のころ（禁制後六十年）下總國香取郡の不受派の中で、奉加芝居を見てもよいか、悪いかで、見方・不見方の二派に分れ、不見方は實成派と稱して同地の津寺派を二分した。これは「奉加」とか「勸進」の語は他宗の寺社の建立、祭禮の助成のためのものであるから奉加芝居を見るのは謗法者に施與し供養することになるから見るべきでないというのであり、一方は、近頃の奉加芝居の使用する「奉加」は單なる名目で、勸進能、勸進相撲、座頭奉加のごとく、利益をあげるために佛語を加えたものにすぎぬから世法の語である。この世法を供養といつて斥けるのは世法たる寺領を供養と解する身延の不受不施本來の主張に同ずるから、彼等は受不施である、と攻撃し、ついに分裂した。

不受不施派は禁制下では表面に出来ない内信的な潜伏教團であるから、その名分論は同派内部においてのみ存在することが出来るものである。しかもこれが社會生活を營む一般市民たる内信との關連において妥協順應性が持たせられ、かくして公役・世間儀禮という處世の清規が定められ、この制が同派の新しい名分・格律となり全般的な教團を規制する。しかも禁制という制約のもとに時・所の異なりによつて異義を生じ新しい名分を立てるに至る。不受不施派はこの名分論・形式主義によつて強力な團結を保つたが、またそれ故に分裂し新派をたてつつも、ついに擴大發展することができなかった。

- 1 寛永七年（一六三〇）身池對論の直後、身延日遷は國主を除く不受態度は日乾・日遠ともに同様の旨を門中に同文している。身池對記論に收む。萬代龜鏡錄下、P一二九
- 2 十章抄 定四九〇、寂日房書 定一六六九
- 3 千僧供養會と受・不受論、日蓮教團全史上、P五三〇
- 4 同 P五三九
- 5 日奥 御難記、萬代龜鏡錄上、P一二六
同、守護正義論、同、P六三
- 6 初期の不受不施制 日蓮教團全史上、P二七八
- 7 池上日樹違目事 萬代龜鏡錄下、P一二九
- 8 拙著 禁制不受不施派の研究、P一五九
- 9 身延無間説は日奥もこれを立てる。宗義制法論、萬代龜鏡錄上、P六一七
- 10 日蓮教團全史上 P五四二
拙稿 不受不施派の組織とその展開、影山堯雄編、日蓮宗不受不施派の研究所收
- 11 安住院日念 愍諭盲跛記、萬代龜鏡錄下、P二五一
- 12 石上物語「佐伯六人の内、河本・花房の妻子、作州へ立のき施主となり、或は子供を帳面（寺請）にはずし、法義を改めて施主に立つ」龜鏡錄下、P二六〇
- 13 隆莖日敬 不受不施清規「十歳以下の幼子を施主に立つる事は勿論共許の義なり」寫本金川妙覺寺藏
- 14 讀岐流僧日堯日了書狀 日蓮宗々學全書二十一、P五七
- 15 日講 說默日課 天和四年七月以降、
- 16 日指・津寺兩派異義往復書狀、日蓮宗々學全書二十一、P一四九
- 17 實成院林邑 貞正記、寫本千葉縣香取郡島妙光寺藏
- 18 元龍院日悟 元龍記、同
(昭和四十年科學研究費綜合研究)